

請願・陳情参考資料

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

総 務 部

陳情（新規）

（財政課）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年-1 (30.2.15)	総 務	クレジットカードを用いたギャンブルの規制・自粛を求める意見書の提出について 倉吉市 個人	競輪やオートレースなどの公営競技及び宝くじの収益金は、実施・発売主体である地方自治体の貴重な財源となっており、公共事業その他公益事業に充当されているところである。本県においても、平成28年度には約15億円の収益金の納付があり、県立学校における耐震化の推進や道路・橋梁の補修などに充当した。 他方で、平成28年に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆるIR（統合型リゾート）推進法）が成立した際、国会における附帯決議で政府に対してギャンブル等依存症対策の強化を求められたことを踏まえ、平成28年12月に「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」が立ち上げられ、29年8月には同会議において「ギャンブル等依存症対策の強化について」との文書がとりまとめられた。この中で、競馬、競輪・オートレース及びモーターボート競走については、 ・次期システム改修に併せて、インターネット投票サイトにおいて本人が希望すれば購入限度額を設定できる措置を講じる ・家族の申告により、インターネット投票サイトのアクセスを制限する仕組みを構築する 等の対応をとることとされている。 宝くじについても、平成30年10月からジャンボ宝くじを含む大半の宝くじをインターネットから購入できるようにすることとされているが、その際には、引き続き宝くじの健全性を確保するため、公式サイトにおける購入停止機能を利用し、本人または家族からの申告による購入制限を実施することが、本年1月に開催された全国自治宝くじ事務協議会において決定されている。

受付番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
30年－5 (30.2.21)	総務	鳥取県文書の管理に関する規定（文書管理規定）の適切な運用について 倉吉市 個人	1 現状 公文書が鳥取県公文書等の管理に関する条例に従って適切に管理されるよう、条例第10条に基づき、各実施機関は文書管理規程を定めている。 知事部局の文書管理規程においては、その第10条で「職員は、その上司の指示に従い、条例第1条の目的の達成に資するため、意思決定に至る経緯及び過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」とされている。そして、その決裁過程が目に見える形で明らかになるよう、第12条により「決裁は、起案文書を回議することによって受けるものとする。」と規定されている。 しかし、この公文書の決裁が、起案文書による回議ではなく、決裁権者に文書を提示した上で了解を得た、という事例があった。 2 取組状況 文書管理規程に基づき、決裁は電子決裁等システム（第15条）で、協議は文書の余白や電子会議室を利用した方法（第16条）で実施している。庁内向けの文書の簡易決裁の方法として、電子決裁等システムを利用せず、口頭により決裁を受け、その相手や日付を記録する方法や、余白起案等を位置付けていくことを検討している。 また、各所属において適切な文書管理を行うことができるよう、鳥取県公文書等の管理に関する条例や文書管理規程などの内容について、毎年、各所属の文書管理主任を対象とした研修を実施しており、文書管理主任は、各所属において伝達研修を実施することとしている。文書管理主任以外に対しても、毎年、新規採用職員に対する研修や、非常勤職員に対する研修を実施し、条例等の内容の周知に努めている。研修時に決裁の方法等に言及するなど、適切な文書管理を行うことができるよう各所属に周知することを検討している。